

令和 8 年池田市規則第 6 1 号

池田市地域会館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、池田市地域会館条例（令和 8 年池田市条例第 2 3 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 池田市地域会館（以下「会館」という。）の開館時間及び休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に会館の開館時間及び休館日を変更することができる。

会館	開館時間	休館日
池田市立石橋会館 （以下「石橋会館」という。）	午前 9 時から 午後 9 時まで	(1) 火曜日 (2) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日まで（火曜日を除く。）
池田市立伏尾台西会館	午前 9 時から 午後 1 0 時まで	(1) 木曜日 (2) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日まで（木曜日を除く。） (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（(2)に掲げる日を除く。）の翌日（木曜日を除く。） (4) (3)に掲げる休日の翌日が木曜日である場合におけるその日後において最も近い(1)から(3)までによる会館の休館日でない日
石橋会館及び池田市立伏尾台西会館以外の会館	午前 9 時から 午後 1 0 時まで	(1) 火曜日 (2) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日まで（火曜日を除く。） (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（(2)に掲げる日を除く。）の翌日（火曜日を除く。）

【参考】

		(4) (3)に掲げる休日の翌日が火曜日である場合におけるその日後において最も近い(1)から(3)までによる会館の休館日でない日
--	--	--

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第6条の規定による指定管理者の指定の申請（次項、第5条及び第6条において「指定申請」という。）は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 指定申請は、池田市地域会館指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

(指定管理者の候補者の要件)

第4条 条例第7条の規定による指定管理者の候補者の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次に掲げる要件を満たすものについて行うものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 条例第6条の事業計画書に記載されている管理の内容が、条例第1条の規定による会館の設置目的に照らし、効果的かつ効率的なものであること。
- (3) 前号に規定する管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(候補者選定の結果の通知)

第5条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市地域会館指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第6条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市地域会館指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（許可の申請）

第7条 条例第9条第1項前段（条例第18条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の申請（以下この条及び次条第1項において「許可申請」という。）は、池田市地域会館使用許可申請書兼同意書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 許可申請は、会館の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする日の属する月の2か月前の月におけるその日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その月の末日）（その日が会館の休館日に当たるときは、その日後において最も近い会館の休館日でない日）から施設を使用しようとする日の前日（その日が会館の休館日に当たるときは、その日前において最も近い会館の休館日でない日）までの間において行うものとする。ただし、石橋会館における許可申請にあっては、施設を使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日（その日が石橋会館の休館日に当たるときは、その日後において最も近い石橋会館の休館日でない日）から行うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、市長が別に定める日から許可申請を行うことができる。

（使用許可書）

第8条 指定管理者（条例第4条に規定する直営会館（第13条において「直営会館」という。）にあっては、市長。附則第2項を除き、以下同じ。）は、許可申請があった場合は、これを精査し、許可を決定したときは、池田市地域会館使用許可書（様式第5号。次項、次条及び第10条において「使用許可書」という。）を当該許可申請をしたものに交付する。

- 2 使用者（条例第11条第1項（条例第18条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する使用者をいう。以下同じ。）は、その使用中前項の規定により交付された使用許可書を携帯し、指定管理者から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（変更許可）

第9条 使用者は、条例第9条第1項後段（条例第18条において準用する場合を含む。）の変更の許可の申請（以下この条において「変更許可申請」という。）を行おうとするときは、当該変更に係る施設の使用の日の前日（その日が会館の休館日に当たるときは、その日前において最も近い会館の休館日でない日）までに、池田市地域会館使用許可変更申請書兼同意書（様式第6号）を指定管理者に提出するものとする。この場合において、当該使用者は、その変更許可申請の際、使用許可書の提示その他指定管理者が認める方法により、使用者であることの指定管理者の確認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、変更許可申請があった場合は、これを精査し、変更の許可を決定したときは、変更後の内容による使用許可書を当該変更許可申請をした使用者に交付する。この場合において、変更前の使用の許可は取り消されたものとみなし、変更前に係る使用許可書にあっては当該変更後に係る使用許可書の交付と引換えに指定管理者に返却しなければならない。

（使用許可の取下げ）

第10条 使用者は、その使用を取りやめようとするとき（第12条第1項に規定する場合を除く。）は、池田市地域会館使用許可取下げ届（様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、使用許可書は指定管理者に返却しなければならない。

（使用料の減免）

第11条 条例第11条第2項（条例第18条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 官公庁が施設を使用する場合 使用料の全額
- (2) 市又は教育委員会の主催又は共催による事業の実施（当該事業を実施し、又は当該事業に参加するための準備を含む。）のために施設を使用する場

【参考】

合（前号に掲げる場合を除く。） 使用料の全額

(3) 市又は教育委員会の後援による事業の実施（当該事業を実施し、又は当該事業に参加するための準備を除く。）のために施設を使用する場合 使用料の全額

(4) 市内に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設が教育又は保育の実施に施設を使用する場合（前3号に掲げる場合を除く。） 使用料の全額

(5) 池田市地域分権の推進に関する条例（平成19年池田市条例第20号）第4条第1項に規定する地域コミュニティ推進協議会又は市内に存する自治会、町内会その他これらに類する団体として市長が認めるものが施設を使用する場合（当該団体の設置目的を達成するための活動であって、市長が必要と認めるものを目的として使用する場合に限る。） 使用料の全額

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額

2 条例第11条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、池田市地域会館使用料減免申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第12条 災害、感染症のまん延その他使用者の責めに帰することのできない事由により、施設の使用ができなくなった場合又は施設の使用を禁止した場合は、市長は、条例第12条ただし書の規定により既納の使用料の全額を還付する。

2 前項の場合において、使用料の還付を受けようとする使用者は、池田市地域会館使用料還付申請書兼請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

【参考】

（指定管理者の立入り等）

第 13 条 指定管理者は、職務遂行のため使用者が使用中の施設に立ち入り、条例第 13 条第 1 項各号（直営会館にあつては、条例第 18 条において読み替えて準用する条例第 13 条第 1 項各号）のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該使用者は、これを拒むことはできない。

（特別の設備の設置等）

第 14 条 条例第 15 条（条例第 18 条において読み替えて準用する場合を含む。）の許可を受けようとする使用者は、池田市地域会館特別設備設置等許可申請書（様式第 10 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があつた場合は、これを精査し、許可を決定したときは、池田市地域会館特別設備設置等許可書（様式第 11 号）を当該申請をした使用者に交付する。

（使用後の点検）

第 15 条 使用者は、施設の使用が終了したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

（毀損滅失届）

第 16 条 建物、附属設備又は備品を毀損し、又は滅失したものは、その毀損又は滅失後遅滞なく、池田市地域会館建物等毀損（滅失）届（様式第 12 号）により指定管理者に届け出なければならない。

（補則）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は令和

【参考】

8年8月1日から、附則第3項の規定は令和9年2月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例附則第3項の規定により行う指定管理者の指定の手続その他の行為は、第3条から第6条まで及び様式第1号から様式第3号までの規定の例により行うものとする。
- 3 条例附則第4項及び第5項の規定により行う施設の使用に係る行為は、第7条、第8条第1項、第9条から第12条まで及び第14条並びに様式第4号から様式第11号までの規定の例により行うものとする。この場合において、第8条第1項中「指定管理者（条例第4条に規定する直営会館（第13条において「直営会館」という。）にあつては、市長。附則第2項を除き、以下同じ。））」とあるのは「市長」と、第9条、第10条及び第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第4号及び様式第6号中「指定管理者」とあるのは「池田市長」と、「池田市長を通じてこの」とあるのは「この」とする。